

第188回 教育研究評議会（臨時） 議事要旨

日時 平成29年6月8日（木）13:30～15:30
場所 事務局第三会議室（4階）

（前回議事要旨確認）

議題1. 教員の人事事項について（資料1）（資料席上配付：回収）

その他

〔出席委員〕 33名

前田学長

（理事）島、平井、清原、高松、宮田

（副学長）飯干、前田、近藤、馬場

（学部長等）高津、金丸、土田、上谷、藏脇、岡村、河野、宮脇、山崎、渡邊、甲斐、岩井、越塩、
佐久間、宮本、三角、夏越、本間、佐野、中原、靱井、鈴木、森

〔欠席評議員〕 2名

（理事）

（副学長）

（学部長等）米、橋本

〔オブザーバー〕

石窪理事、伊牟田監事、武隈副学長、橋口副学長

〔陪席〕

前田学長補佐

〔事務局〕

（部長）野澤

（課長・事務長等）中村、通山

議題1. 教員の人事事項について（資料1）（資料席上配付：回収）

学長から、教員の人事事項について諮られ、最初に人事課長から配付資料の説明があった。

引き続き、教員の懲戒については、本学職員懲戒規則第4条第1項に基づき、処分の種類等及び審査内容についての審査を、学長から教育研究評議会に申し出ることになっていること、及び守秘義務が課せられる旨説明があった。

審議するにあたり、学長から、本事案の概要について説明があり、本学学術研究院の教員が学生へセクシャル・ハラスメント行為を行ったことについて、平成28年10月に当該学生の所属する部局長から学長へ報告があったことから、同月、ハラスメント調査委員会を設置し、調査を重ねた結果、懲戒処分に該当するという報告を受け、本学職員懲戒規則第2条第1項に基づき、平成29年1月26日に懲戒に関する調査委員会を設置し、同調査委員会において詳細に事実関係の調査が行われ、本年5月23日に同調査委員会から調査報告書及び審査説明書（案）が提出されたことの説明があり、資料について黙読願った後、懲戒に関する調査委員会委員長の島理事から、調査報告書について資料に基づき説明が行われた。

引き続き、学長から、審査説明書（案）について諮られ、島理事から、資料に基づき説明があり、審議の結果、当該教員のセクシャル・ハラスメント行為は悪質性の高い事案であるが、当該教員は過去に懲戒処分や矯正措置を受けたことがなく、また、当該非違行為について反省の情を示していること及び当該学生の身体疾患及び精神疾患も改善しつつあり、現在は研究活動を続けることができていること等から、本学の職員就業規則及び職員懲戒規則に基づき、原案どおり懲戒処分として「諭旨解雇」が相当であるとされた。

なお、審査説明書（案）の文中の表現について佐野評議員から指摘があり、当該部分を修正のうえ交付することとなった。

この結果、学長から、明日は出張により不在のため、学長の代理として高松理事から、総務担当理事、教育担当理事、当該教員の所属部局長等の列席のもと、処分対象者に審査説明書を交付する旨の説明があった。

なお、処分の決定にあたり、処分対象者は審査説明書受領後14日以内（平成29年6月23日まで）に陳述の請求ができる旨説明があり、

- ・ 陳述の請求があった場合は、教育研究評議会において口頭又は書面による陳述の方法や参考人等の採否等の必要事項を決定して請求者に通知し、更に教育研究評議会で審査を行った後、役員会の議を経て処分を行うこと。
- ・ 陳述の請求が無かった場合は、陳述請求期間である14日間が経過した後に役員会（平成29年6月26日開催予定）の議を経て懲戒処分書を交付すること。
- ・ 公表については、処分対象者に対し懲戒処分書を交付した時点で公表することとし、公表の内容については、当該学生へ影響のないよう個人情報に配慮し、処分対象者の所属は公表せず、職種、年代、性別のみを公表予定であること。また、教職員へは懲戒処分書交付後、報道発表前にメールにて周知予定であること。

等について説明があった。

最後に守秘義務があることが再度確認された。

その他

なし

次回（定例）の開催は、6月15日（木）13時30分からとなった。